

No.	大項目	中項目	質問例	回答例
1	JUIDA 登録更新講習機関運営支援サービス	手続き、費用	「JUIDA 登録更新講習機関運営支援サービス」の契約は、「国家ライセンススクール運営支援サービス」への加入が必要でしょうか？	「国家ライセンススクール運営支援サービス」への加入は必須ではございませんが、JUIDA認定スクールの契約は必須とさせて頂いております。
2	JUIDA 登録更新講習機関運営支援サービス	監査	「JUIDA 登録更新講習機関運営支援サービス」は契約せず、監査のみ単体で依頼することはできますか？	可能です。しかしながら、監査を含めた「JUIDA 登録更新講習機関運営支援サービス」よりも割高のサービス外監査料金が適用となりますことをあらかじめご了承の上、別途ご相談いただきますようお願いいたします。
3	JUIDA 登録更新講習機関運営支援サービス	その他	現在国家ライセンススクール運営支援サービスを契約しているが、JUIDA 登録更新講習機関運営支援サービスは契約せずに登録更新講習機関として運用することを考えている。この場合、何か規約違反になるのか。	登録講習機関と登録更新講習機関は異なりますため、規約違反にはなりません。
4	更新制度全般	講習事務	講習カリキュラムはどれくらいの時間がかかるのか。	通常の場合、1等は75分、2等は50分の講習が義務付けられています。停止処分者の場合は一等・二等ともに30分の講習時間が追加となります。 根拠 「登録更新講習機関の講習の内容の基準等を定める告示」p3 https://www.mlit.go.jp/koku/content/001868611.pdf
5	更新制度全般	講習事務	学科講習について、オンライン講習は認められているのか。	学科講習については、以下を条件にオンライン講習又はe-ラーニングが認められています。 ①本人が受講していること及びオンライン講習又はe-ラーニングの受講状況が確認できること ②オンライン講習又はe-ラーニング実施後においては、対面にて効果測定（修了演習）を行うこと なお効果測定で使用する問題はJUIDAが準備したものをご利用いただけます。 根拠 「登録更新講習機関の講習の内容の基準等を定める告示」P24 https://www.mlit.go.jp/koku/content/001868611.pdf

6	更新制度全般	講師要件	登録講習機関とは別に新たな講師を用意する必要はあるのか。	<p>登録講習機関にて国家資格による講師要件を満たしている場合は、登録更新講習機関の講師要件を満たしているため、登録更新講習機関の講師登録申請を行い、講師養成講座および修了審査員研修を受講後、講師としての活動が可能となります。</p> <p>登録講習機関にて経過措置であるHP掲載講習団体での講師経験により講師要件を満たしている場合は、登録更新講習機関の講師要件を満たしていることにはなりませんので、ご留意ください。</p> <p>根拠 「登録更新講習機関の登録等に関する取扱要領」 p4下図 https://www.mlit.go.jp/koku/content/001868613.pdf</p>
7	更新制度全般	身体適性検査	登録更新講習機関は必ず身体適性検査を実施しなければならないのか。	<p>航空局FAQ (https://www.mlit.go.jp/koku/content/001868644.pdf p26) にて以下の記載があります。</p> <p>身体適性検査を登録更新講習機関が行うかどうかは任意です。行わない場合は、身体適性検査の内容を事務規程に記載しないようにしてください。</p>
8	更新制度全般	身体適性検査	登録更新講習機関で身体適性検査を行うとした場合、どのように申請すればよいか。	<p>航空局FAQ (https://www.mlit.go.jp/koku/content/001868644.pdf p26) にて以下の記載があります。</p> <p>更新講習機関が行なう身体適性検査については、「無人航空機操縦者技能証明における身体検査等実施要領」に規定の通り、医師が当該検査を行う必要があります。登録更新講習機関にて医師を所属させ常駐させるか、医療機関や医師本人と業務委託契約を結んでいただき、当該医師に担当させるようにしてください。また、もし更新講習機関で身体適性検査を行う場合は、様式2「施設及び設備の概要書」にも使用する施設設備を明記いただきたいと考えております。</p>
9	更新制度全般	身体適性検査	身体適性検査を行いたいのだが、何かJUIDAからサポートはあるのか。	<p>身体適性検査に関して、JUIDAからサポートは致しかねます。懸念点などがあれば航空局に直接お問い合わせください。</p>
10	更新制度全般	制度について	失効再交付講習とは何か。	<p>航空局FAQ (https://www.mlit.go.jp/koku/content/001868644.pdf p3) 以下の記載があります。</p> <p>技能証明の更新期間を迎える前に技能証明書に記載の有効期間が満了している場合に、当該技能証明書の再交付にあたり知識及び経験の不足を補うための講習となります。更新講習と同様に、航空法第132条の53の第1項第3号、第4号及び第5号による停止処分（3ヶ月、6ヶ月又は1年のいずれか）を受けた方は実地講習対象者となります。それ以外の事由で停止を受けた方については学科講習のみ受講が必要です。ただし、当該講習を実施するようなケースは当面生じないものと考えております。</p>

11	更新制度全般	制度について	登録更新講習機関の講習事務として、無人航空機操縦士更新講習のみの申請は可能なのか。	不可となります。登録更新講習機関においては、更新講習事務と失効再交付講習事務の両方を行う必要がございます。 ただ、更新講習事務と失効再交付講習事務は内容が変わらないため、当サービスを契約していただければ自動で失効再交付講習事務を行うことができます。 根拠 「航空局FAQ」p2 https://www.mlit.go.jp/koku/content/001868644.pdf
12	JUIDA 登録更新講習機関運営支援サービス	講師・管理者研修	講師になるまでの具体的な手順が知りたい。	講師になるまでの手順は以下の通りです。 ①講師要件を満たす講師を準備する 講師要件は「登録更新講習機関の登録等に関する取扱要領」 (https://www.mlit.go.jp/koku/content/001868613.pdf) p4下図をご確認ください。 ②登録申請・届出提出を行う ③講師養成講座を受講する 当サービスにご加入いただくと、登録申請や届出に必要な資料、解説動画をご利用いただけます。さらに、JUIDAが提供する講師養成講座も受講可能です。
13	JUIDA 登録更新講習機関運営支援サービス	講師・管理者研修	実地講習を行わない（停止処分者の受け入れを行わない）つもりなのだが、講師養成講座の学科のみ受講することは可能か。	実地講習を行わない登録更新講習機関の登録は認められていません。よって、講師養成講座は学科と実技の両方を受講していただく必要があります。
14	JUIDA 登録更新講習機関運営支援サービス	講師・管理者研修	講師養成講座・管理者養成講座について、登録講習機関のものとの違いは何か。	登録講習機関の研修と登録更新講習機関の研修は、内容が異なります。 しかし、登録更新講習機関のうち、すでに登録講習機関としても登録されているスクール様については、各講師の受講状況に応じて、研修科目の減免が認められています。 当サービスでは、原則としてJUIDA国家ライセンス講師養成講座を受講済みの講師の方を対象とし、登録更新講習機関用の講師養成講座・管理者養成講座をご用意しています。 「登録更新講習機関の講習の内容の基準等を定める告示」P33 https://www.mlit.go.jp/koku/content/001868611.pdf
15	JUIDA 登録更新講習機関運営支援サービス	講師・管理者研修	国家ライセンススクール運営支援サービスの講師養成講座を受けていないのだが、登録更新講習機関運営支援サービスの講師養成講座を受講することは可能か。	原則JUIDA国家ライセンス講師養成講座の受講が必要となります。 当サービスを契約後、JUIDA国家ライセンス講師養成講座の受講手続きをお願い致します。詳細につきましてはJUIDA事務局 (juida-support@uas-japan.org) までお問い合わせください。

16	JUIDA 登録更新講習機関運営支援サービス	講師・管理者研修	登録更新講習機関として運用を開始するにあたり、講師を新しく採用することにした。該当講師は他の登録講習機関で講師研修を受講済みなのだが、登録更新講習機関運営支援サービスの講師養成講座を受講することは可能か。	<p>可能です。当サービスの登録更新講習機関向け講師養成講座を受講頂くには原則登録講習機関向けJUIDA国家ライセンス講師養成講座の受講が必要となります。ただし例外として他団体で受講された登録講習機関講師養成講座の修了証とカリキュラムをご提出いただければ、告示に沿った内容であることを確認の上、お申し込みいただける場合がございます。</p> <p>詳細につきましては、JUIDA事務局（juida-support@uas-japan.org）までお問い合わせください。</p>
17	JUIDA 登録更新講習機関運営支援サービス	講師・管理者研修	講師養成講座の実地講習の際に、機体を持ち込む必要はあるか。	当サービスでの講師養成講座の実技教習では、オンライン講習で行いますので機体は必要ありません。